平成２５年（フ）第５号
岡山市北区平田367番地15
債務者　箸　　慶彦（住民票上の表記　箸　慶彦）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
岡山市東区目黒町200―９、住民票上の住所岡山市東区西大寺松崎248番地89
債務者　鈴木　由佳
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
岡山市南区豊成１丁目６番31―１号
債務者　菊地　妙子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２号
北海道釧路郡釧路町豊美２丁目１番地４
債務者　赤穂　博之
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３号
釧路市中鶴野43番７号
債務者　佐藤　慶一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
熊本県水俣市山手町２丁目10番15号
債務者　宮本るみ子（旧姓矢澤）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３８号
静岡市清水区折戸３丁目４番２号　折戸団地２号棟206
債務者　長谷川幸子（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９号
静岡市清水区宍原1179番地、旧住所埼玉県草加市弁天４丁目12番17―103号
債務者　望月　金吉
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
栃木県那須塩原市塩原2520番地、前住所東京都日野市大字上田481番地の11
債務者　兒玉　　望
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2812番地41
債務者　上原智亜紀
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１４５３号
東京都立川市砂川町１丁目51番地の８シャルロッテ106号
債務者　岡田　洋輔
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１号
長崎県平戸市鏡川町1994番地
債務者　松本　　定
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５８３号
福岡市西区姪の浜３丁目38番10―403号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区愛宕２丁目16番23号
破産者　木原　園枝
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００号
川崎市川崎区塩浜３丁目11番地14
破産者　有限会社光伸工業
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
川崎市川崎区浅田４丁目10番７号
破産者　有限会社くさやなぎ
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
富山県高岡市能町南２丁目48番地
破産者　株式会社アイエム建築総合研究所
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部